

## 茶園集積推進事業費交付金交付要綱

### 第1 趣旨

市長は、茶園の耕作放棄地の発生を防止し、農地中間管理事業を活用して茶工場等への茶園集積を推進するため、茶園集積推進事業の別表に掲げる「取組メニュー」を行う茶工場等に交付する浜松地域耕作放棄地対策協議会（以下「地域協議会」という。）に対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号（以下「規則」という。））及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1)この要綱において「茶園集積推進事業」とは、茶工場等が農地中間管理事業を活用して新たに借り受ける茶園の茶樹を改良する別表に掲げる「取組メニュー」に交付する事業をいう。
- (2)この要綱において「茶工場等」とは、茶園の集積を進めている茶工場又は自園・自製を含めた茶工場の構成員で、人・農地プランの中心的経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実な者をいう。
- (3)この要綱において「茶園」とは、浜松市内にあるものをいう。

### 第3 交付の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。なお、交付対象者は市税を完納している者であることを要件とする。

### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 事業計画書（様式第2号）
  - ウ 収支予算書（様式第3号）
  - エ 地域協議会が取組茶工場等に対して定めた交付申請書の写し
  - オ 申請者の市税の納付又は納入の状況についての確認に関する同意書その他市長が必要であると認める事項を証する書類（様式第10号）
  - カ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（事業実施主体が給与所得者を雇用する事業者の場合。）
- (2) 提出期限  
別に定める日まで

### 第5 交付の決定

市長は、交付の申請があったとき、当該申請書を審査し、適当であると認めるものについ

て交付金の額を決定し、申請者に交付金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

## 第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 浜松市補助金交付規則及び浜松市茶園集積推進事業費交付金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助事業の完了により当該交付金事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該交付金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の全部又は一部を市に返還させることがあること。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更（別表に掲げる重要な変更に限る。）をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（重要な変更に限る。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 規則第17条第1項の規定により交付金の交付の決定の取消しを受け、交付金の返還請求を受けたとき又は当該返還期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅滞損害金を市へ納付すること。
- (6) 交付金返還の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき交付金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合があること。
- (7) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を交付金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。
- (9) 市長が交付金の交付を決定する場合において、(1)から(8)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(3)及び(4)の事項中「市長」とあるのは「地域協議会長」と読み替えるものとする。
- (10) 地域協議会長が交付金の交付の決定をする際に条件として付した(3)の承認若しくは(4)の指示をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

## 第7 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 変更承認申請書（様式第5号）
  - イ 変更事業計画書（様式第2号）
  - ウ 変更収支予算書（様式第3号）

## 第8 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 実績報告書（様式第6号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定のあった日の属する年度の末日の早い日まで

## 第9 交付の確定

市長は実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金交付確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

## 第10 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

交付金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

## 第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該交付金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に交付金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを交付金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額を交付金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う交付金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた数を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

(4) 地域協議会が交付金の交付をする場合の取扱い

地域協議会長が交付金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に

取り扱うものとする。この場合において(3)の事項中「市長」とあるのは「地域協議会長」と「市」とあるのは「地域協議会」と読み替えるものとする。

#### 第12 書類の提出

この要綱に基づき提出する書類は、市長に提出するものとする。

#### 第13 地域協議会が交付金の交付をする場合の手続き

地域協議会が行う交付金の交付手続きについては、別に定めるところによる。

#### 第14 読替規定

地域協議会が直接支払推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官通知)別紙第2の地域農業再生協議会又は地域協議会の解散に伴い設置される協議会等(以下「地域農業再生協議会等」という。)へ事務を継承する場合は、この要綱中の「地域協議会」は地域農業再生協議会等の名称に読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月23日から施行し、平成29年度から平成31年度までの交付金に適用する。

別表

区分	茶樹の改良目的	取組メニュー	ポイント	交付額	重要な変更	
					事業の内容の変更	経費の配分の変更
地域協議会が交付するのに要する経費	乗用摘採機の活用	枕地の抜根、整地（両側）	17	取組メニューのポイントの合計が100ポイントを上回った場合には10a当り25,000円（定額）又は県が補助する額のいずれかの低い額	取組茶工場等の変更又は対象茶園面積の20%を超える変更	事業費の額の20%を超える変更
		枕地の抜根、整地（片側）	8			
		畝方向の統一（抜開、抜根）	78			
		耕作道整備	17			
	連坦のための高さ調整	中切り、台切り	93			
		深刈り	37			
	樹勢回復	土壌改良（堆肥散布、敷き草等）	53			
		深耕	51			
		初期除草（手取り）	18			

様式第1号（用紙 日本工業規格A縦型）

茶園集積推進事業費交付金交付申請書

第 号  
年 月 日

浜松市長 様

浜松市中区元城町103番地の2  
浜松地域耕作放棄地対策協議会  
会長 印

年度において、茶園集積推進事業を実施したいので、浜松市茶園集積推進事業費交付金交付要綱第4の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円

(2) 事業の目的

様式第2号(用紙 日本工業規格A縦型)

茶園集積推進事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

地区名	取組茶工場等	所在地	対象茶園面積(a)	実施内容	
				取組メニュー(番号)	合計ポイント
合 計					

取組茶工場、実施内容ごとに記載してください。

取組メニュー番号

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1: 枕地の抜根、整地(両側)  | 2: 枕地の抜根、整地(片側) |
| 3: 畝方向の統一(抜開、抜根) | 4: 耕作道整備        |
| 5: 中切り、台切り       | 6: 深刈り          |
| 7: 土壌改良          | 8: 深耕           |
| 9: 初期除草(手取り)     |                 |

3 経費の配分

区 分	総事業費	負 担 区 分			備 考
		県費補助金	市町補助金	その他	
茶園集積推進事業	円	円	円	円	
合 計					

添付資料 茶工場等から地域協議会への交付申請書の写し、取組茶園の位置図

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

(注)変更事業計画は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号（用紙 日本工業規格A縦型）

茶園集積推進事業収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市交付金	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
茶園集積推進事業 (茶工場等への交付金支出)	円	円	円	円	
合 計					



浜松地域耕作放棄地対策協議会長 様

浜松市長

年度 茶園集積推進事業費交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茶園集積推進事業費交付金の交付について、下記のとおり、交付条件を付して交付決定します。

記

1 交付額

- (1) 金額 円
- (2) 交付の対象 当該交付金交付申請書に記載のとおり

2 交付条件

- (1) 浜松市補助金交付規則及び浜松市茶園集積推進事業費交付金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助事業の完了により当該交付金事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該交付金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の全部又は一部を市に返還させることがあること。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更（別表に掲げる重要な変更に限る。）をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（重要な変更に限る。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 規則第 17 条第 1 項の規定により交付金の交付の決定の取消しを受け、交付金の返還請求を受けたとき又は当該返還期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅滞損害金を市へ納付すること。
- (6) 交付金返還の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき交付金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合があること。
- (7) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を交付金の交付を受けた年度終了後 10 年間保管しなければならないこと。

様式第5号（用紙 日本工業規格A縦型）

事業計画変更承認申請書

第 号  
年 月 日

浜松市長 様

浜松市中区元城町103番地の2  
浜松地域耕作放棄地対策協議会  
会長 印

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた茶園集積推進事業を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第6号（用紙 日本工業規格A縦型）

実 績 報 告 書

第 号  
年 月 日

浜松市長 様

浜松市中区元城町103番地の2  
浜松地域耕作放棄地対策協議会  
会長 印

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた茶園集積推進事業が完了したので、下記関係書類を添えて報告します。

- 1 茶園集積推進事業実績書（様式第2号）
- 2 収支決算報告書（様式第3号）
- 3 作業実績報告書の写し
- 4 作業写真整理帳の写し
- 5 取組茶園位置図
- 6 県の補助の交付決定の写し

第 号  
年 月 日

浜松地域耕作放棄地対策協議会長 様

浜松市長

年度 茶園集積推進事業費交付金交付確定通知書

年 月 日付け浜松市指令第 号により交付金交付の決定した 年度  
茶園集積推進事業費交付金について、次のとおり確定します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第 8 号（用紙 日本工業規格 A 縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付金交付の確定を受けた茶園集積推進事業の交付金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜松市長 様

浜松市中区元城町 1 0 3 番地の 2  
浜松地域耕作放棄地対策協議会  
会長 印

（振込先）

金融機関及び店舗名

預貯金種別及び口座番号

口座名義人

消費税仕入額控除額等報告書

第 号  
年 月 日

浜松市長 様

浜松市中区元城町103番地の2  
浜松地域耕作放棄地対策協議会  
会長 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた茶園集積推進事業の交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- |   |                                  |   |   |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 交付金の確定額                          | 金 | 円 |
|   | ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額 )        |   |   |
| 2 | 交付金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等   | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）        | 金 | 円 |

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

浜松市長 様

交付金交付申請者

住 所(または所在地)

\_\_\_\_\_

氏 名(または法人名)

\_\_\_\_\_ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の交付金の交付申請に伴い、茶園集積推進事業費交付金交付要綱第4の規定により、市において、交付金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請交付金 茶園集積推進事業費交付金

\_\_\_\_\_